

北九州市地域福祉振興協会地域福祉振興事業助成金交付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市地域福祉振興協会（以下「協会」という。）が、先駆的な在宅福祉サービスの推進等地域福祉の振興を図るための事業を実施する民間団体に対し、助成金を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、北九州市に所在し、主として北九州市民を対象として、福祉活動を行うことを目的として設立された次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 社会福祉法人
 - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）に基づき設立された法人
 - (3) 特定非営利活動促進法に基づき設立を認証された法人
 - (4) 高齢者の健康及び生きがいを推進する事業を行う団体
 - (5) その他地域において継続的に福祉活動を実施している住民団体
- 2 前項に定める助成の対象となる団体については、次の各号に掲げる団体は除くものとする。
- (1) 政治及び宗教活動を目的として結成された団体
 - (2) 営利団体
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するもの
- 3 第1項に定める助成の対象となる団体については、同一年度に、同一事業に対し、他団体からの助成を受けていないものとする。

(助成の対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業、経費及び助成の限度額については別表に定めるとおりとする。

(助成金の算定方法)

第4条 助成金の算定方法は、第3条別表に定める限度額と、対象経費に係る所要額から対象経費に係る収入額を控除した額に同表に定める助成率を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額を助成金の交付額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福祉有償運送の充実を促進する事業については、別表の助成限度額を助成金の交付額とする。
- 3 第1項の算定に用いる助成率は、別表で定める対象事業ごとの助成率の範囲内において、事業計画に基づき決定するものとする。
- 4 第1項の規定により算定した助成金の交付額について、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。ただし、第5条第1項第2号の規定による審査において、理事会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成の方法)

第5条 次の各号に掲げる事項に従い、助成金を交付する。

(1) 交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、1月の第3月曜日から2月の第3金曜日までの期間及び理事会で必要と認められたときに地域福祉振興事業助成金交付申請書（様式第1号）に助成申請額明細書（様式第2号）、その他必要な書類を添えて、協会の会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(2) 審査及び交付の決定

ア 会長は、前号による申請があったときは、理事会に諮ったうえ、助成の適否、助成率、助成額等を決定するものとする。

イ 会長は、前号の決定をしたときは、交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(3) 助成金の交付方法

助成金の交付の方法は、申請者の請求により、一括または分割による概算払とする。ただし、前号の審査において、理事会が特に必要と認める場合は、第8条の規定による助成金の確定後に支払うものとする。

(助成の条件)

第6条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 使用目的の制限

この助成金は、交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）以外の目的に使用してはならないこと。

(2) 変更等の承認

次の各号の一に該当するときは、あらかじめ会長の承認を得なければならないこと。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。

イ 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、すみやかにその理由及び遂行の見通し等を書面により会長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) 自助努力

民間活動団体としての主体性を保持し、活動のための財源の確保に努力するとともに、活動内容によっては、期限を定めた短期的な助成金の交付をもって自立すること。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成事業が完了したとき又は助成事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから20日以内に事業実績報告書（様式第4号）に助成事業に係る収支決算書を添付して、会長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、交付条件等の適合審査のうえ、第4条の助成の算定方法に基づき助成金の額を確定し、その結果を助成金確定通知書（様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

(法令等の遵守)

第9条 助成対象者は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うものとする。

(関係書類の整備)

第10条 助成対象者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(適正の確保のための措置)

第11条 会長は、この助成金の適正な執行を確保するため、助成対象者に対し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 助成事業の実施状況について必要に応じ、調査を行い、又は報告を求めること。
- (2) 前号の調査等により、助成事業がこの要綱に従って適正に遂行されていないと認められる場合においては、要綱に従って適正に遂行すべきことを指示すること。

(交付決定の取消)

第12条 会長は、助成対象者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業を中止したとき。
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(助成金の返還)

第13条 次の各号の一に該当する場合において、会長は、既に交付されている助成金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合
- (2) 第8条の規定により、助成金の額を確定した場合において、既にその額をこえる助成金が交付されている場合

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に協会の専務理事が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1号の規定中、4月1日から4月30日までの間とあるのは、平成元年度においては、7月1日から7月31日までの間とする。

付 則

この要綱は、平成3年12月2日から施行し、改正後の北九州市地域福祉振興協会地域福祉振興事業助成金交付実施要綱の規定は、平成3年10月1日以後になされた申請に係る助成金の交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の北九州市地域福祉振興協会地域福祉振興事業助成金交付実施要綱の規定は、平成21年4月1日以後になされた申請に係る助成金の交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。

別表 北九州市地域福祉振興協会地域福祉振興事業助成金交付実施要綱

	1 在宅福祉を推進する事業		2 その他地域福祉の向上に資する事業		3 北九州市に所在する民間社会福祉事業施設の整備及び当該施設に勤務する職員の研修、福利厚生等の事業		4 高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業		5 福祉有償運送の充実を促進する事業			
対象事業	(1) ボランティア活動の育成と振興のため、次の各号に掲げる事業を総合的に実施する事業 ア ボランティア活動についての市民啓発 イ ボランティアの発掘・養成・研修 ウ ボランティアニーズの需給調整 エ ボランティアの組織化及び相互交流 オ その他ボランティア活動の振興に資する事業		(1)住民参加型による先駆的、開拓的な次の各号に掲げる在宅福祉活動を無償または適正な費用負担で継続的に提供する事業 ア 家事援助サービス イ 給食サービス ウ 要介護高齢者や重度障害者を対象とした介護の実践及び介護指導のサービス エ 障害者を対象とした自立のための生活指導サービス オ その他在宅福祉の推進のため助成が必要と認められる日常生活上のサービス		地域福祉の振興に寄与するものとして助成が必要と認められる事業		北九州市に所在する民間社会福祉事業施設(社会福祉法に定める第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業の対象となる施設のうち国、県、市、及びこれらに準ずる公共的団体が設置する施設を除く。以下同じ。)の整備及び当該施設に勤務する職員の研修、福利厚生等の事業		(1)高齢社会を考える区民の集い (2)年長者作品展 (3)シルバースポーツ振興 (4)高齢者地域活動助成事業		(5)北九州市内における福祉有償運送事業	
	※上記事業については、スタートアップ助成事業の助成金の交付を受けた団体を対象とする。											
対象経費	事業に要する次の経費 コーディネーター等 person 費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料、賃借料、備品購入費、その他必要と認められる諸経費		事業に要する次の経費 コーディネーター等 person 費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料、賃借料、備品購入費、その他必要と認められる諸経費		事業計画に基づき、別に決定する		施設の整備、需用費(修繕料)、工事請負費 研修、福利厚生等 報償費、旅費、需用費(消耗品費印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、負担金		各事業の要綱に基づき、別に決定する		事業に要する次の経費 報償費、介助費、需用費(消耗品費、修繕料)、保険料、役務費、使用料、賃借料、備品購入費、報酬、その他必要と認められる諸経費	
	収入額		収入額		収入額		収入額		収入額		収入額	
	参加料(使用料)、報酬、事業収入、協賛金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入		参加料(使用料)、報酬、事業収入、協賛金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入		参加料(使用料)、報酬、事業収入、協賛金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入		参加料(使用料)、報酬、事業収入、協賛金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入		参加料(使用料)、報酬、事業収入、協賛金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入		団体年会費・寄付金、その他対象事業の実施に伴って発生する諸収入及び対象事業を実施するにあたり徴収する収入	
助成限度額	次のいずれかの低額な方とする。 1 対象経費合計額の3/4(千円未満は切り捨てる) 2 本助成金交付回数に応じた、下表の額						予算の範囲内で決定		各事業助成金交付要綱による		前年度延べ輸送人員×55円	
	交付回数	初回	2回目	3回目	4回目	5回目						
	交付割合	1	0.8	0.6	0.4	0.2						
	限度額	30万円	24万円	18万円	12万円	6万円						
※スタートアップ事業は上限10万円、対象経費100%の助成												
助成期限	1 同一団体への助成は5回までとする。ただし、助成を受けられないことにより、団体の活動が著しく停滞すると認められる場合は、審査の上、引き続き助成することができる。なお、その際の助成限度額は6万円とする。 2 スタートアップ事業は1回限りとする。						無し				無し	